

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第五十一号

鳥取縣山羊乳取締條例を次のように定める。

昭和二十四年八月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣山羊乳取締條例

第一條 この條例は山羊乳に起因す 衛生上の危害の發生を防止することを目的とする。

第二條 山羊乳処理業を営もうとする者は左に掲げる事項を記載した届書をその営業所々在地在を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

- 一、住所氏名生年月日（法人にあつてはその名称、事務所々在地在、代表者住所氏名）
- 二、営業所々在在地

昭和二十四年八月九日 火曜日
第二千三十五号

本書ノ本サハ國定規格 A5 判

- 三、営業所の名称
- 四、山羊飼養頭数

営業者は前項各号の事項に変更があつたとき又は廃止したときも亦同様である。

第三條 山羊乳処理場の構造設備は左の基準によらなければならない。

- 一、処理場は処理場以外の施設と区劃すること。
- 二、地盤はコンクリートその他不透透質材料を以て築造し且つ排水に便利な構造とすること。
- 三、採光、換氣が充分であること。
- 四、防塵、防虫、防設備をすること。
- 五、器具容器の洗じよう、滅菌及び保管に必要な設備をすること。
- 六、殺菌冷蔵及びびん詰に必要な設備をすること。
- 七、便所その他衛生上有害と認められる場所から適當

な距離を有すること。

第四條 販売の用に供する(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合も含む。以下同じ)山羊乳は高温殺菌(攝氏九十五度以上において二十分間加熱するをいう)をしなければならない。

第五條 販売の用に供する山羊乳を取り扱う器具及び容器はこれを使用するとき適当な殺菌方法を施さなくてはならない。但し山羊乳をびん詰のまゝ高温殺菌する場合はガラスびんはこの限りでない。

第六條 販売の用に供する山羊乳を配布する容器は著色しない透明のガラスびんを使用しなければならない。

第七條 販売の用に供する山羊乳の容器には左の事項を標示しなければならない。

- 一、名称
- 1、飲用山羊乳にあつては山羊乳であることを明示し、これに殺菌方法を附記する。
- 2、加工山羊乳にあつては山羊乳であることを明記する。

二、製造年月日 飲用山羊乳にあつては発売曜日もつてこれに代えることができる。

三、製造所の所在地及び製造者の氏名(法人の場合にはその名称)

第八條 第二條、第四條及び第七條の規定に違反したものはこれに二千円以下の罰金又は料金を科する。

第九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が前條の違反行為をしたときは行為者を罰する外その法人又は人に対しても前條の罰金又は料金を科する。

第十條 本條例は自家の用に供するものには適用せない。

附則
この條例は公布の日から施行する。

規 則

鳥取縣規則第七十四号
昭和二十三年鳥取縣規則第二十二号道路損傷負担金徴收規則の一部を次のように改め公布の日から施行し昭和二十

十三年度分から適用する。

昭和二十四年八月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
第四條の別表「種別一台一ヶ月負担率」を次のように改める。

種	別		一台一ヶ月負担率
	営業用	家用	
トラック	普通車	小型車	二二
	普通車	小型車	一八
バス	普通車	普通車	二〇
	普通車	普通車	二二
ハイヤー	普通車	小型車	一〇
	普通車	小型車	六
荷馬車	普通車	小型車	五
	普通車	小型車	二

告 示

鳥取縣告示第四百三十号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四十五号鳥取縣消費地域

生鮮水産物配給規則第二條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の指定荷受機関として登録した。

昭和二十四年八月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名 鳥取市吉方七八三番地
鳥取縣水産業会 会長 田 中 信 儀

二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機関

三、登録番号 第九号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣東伯郡上井町大字上井三二〇ノ二八
鳥取縣水産業会上井荷受所

鳥取縣告示第四百三十一号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。
昭和二十四年八月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
申請人の住所氏名 鳥取市本町三丁目
鳥取郵便局長 山根源平

一、指定の場所 鳥取市立川町五丁目一〇〇番地

二、建築線の延長 二二六米

一、建築線間の距離 四米

一、図面(省略)

◇鳥取縣告示第四百三十二号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年八月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市東品治町二ノ三 城 口 虎 雄

二、建築物の位置 鳥取市東品治町二ノ三番地

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 一九、二八平方米
突出する部分 七、二三平方米

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要であると認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

昭和二十四年八月九日印刷
昭和二十四年八月九日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日上) 第三種郵便物認可

鳥取縣公報 發行所 鳥取縣鳥取市東品治町 印刷所 鳥取縣鳥取市東品治町 印刷所